

避難所開設・運営ハンドブック (指定管理者対象)



伊 丹 市

当ハンドブックの目的

本市は、公共施設を中心に指定避難所の指定を行っていますが、その施設には、民間及び法人等が管理する指定管理施設が含まれています。

災害が発生した際は、災害対策本部避難部職員が現地に向かい、当該施設の避難所開設・運営の対応にあたりますが、その際には指定管理施設運営者の協力が不可欠です。

また、指定管理に関する基本協定書においても協力しなければならない旨が明記されています。

そのため、今後発生する大災害等に備え、指定管理施設が指定避難所となった際の開設・運営に関する主な協力内容を、平常時の心得と災害時の対応に分けて簡潔に示しておりますので、ご確認くださいますようお願いいたします。

目 次

- (1) 避難所の開設・運営について P1
- (2) 災害情報の収集について P2-3
- (3) 市配備態勢に基づく避難所開設 P4-5
- (4) 平常時の心得 P6-11
- (5) 災害時の対応 P12-17



伊丹市マスコットたみまる

(1) 避難所の開設・運営について

～指定管理に関する基本協定書の条文～

※例文

(避難所の開設等)

第〇〇条 指定期間中、自然災害等の緊急事態の発生により、管理施設を伊丹市地域防災計画に定める避難所として開設する必要がある場合、乙は、甲の指示に従い、管理施設の開設を行うなど避難所の開設・運営に協力しなければならない。

ポイント

指定管理に関する基本協定書に基づき、市の避難所開設にご協力ください。

(2) 災害情報の収集について

災害情報は、伊丹市から下記のツールを用いて情報発信を行います。
是非、ご登録いただき、災害時対応にご活用ください。

ツール① いたみ防災ネット

「避難に関する情報」などの緊急情報や、地震、津波、気象警報などの防災に関する様々な情報を提供するスマートフォンアプリ対応サービス

<登録方法>

下記のQRコードを読み取って、ダウンロードしてください。



AndroidQR.bmp



iOSQR.bmp

(2) 災害情報の収集について

ツール② LINE防災アプリ

災害時に伊丹市内の状況を市民等のユーザーからリアルタイムに被害情報を収集・集約し、その情報を伊丹市役所内部及び関係機関と情報共有を図るとともに、ユーザーに気象情報や避難情報をはじめとする行政情報を提供します。

<登録方法>

右記のQRコードを読み取って、ダウンロードしてください。



(3) 市配備態勢に基づく避難所開設 (風水害時)

配備態勢		指令等種別	適用基準	業務内容
水防準備配備	連絡員待機	-	1. 梅雨前線を伴う雨雲及び台風等の本市の通過が見込まれ、かつ、大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき 2. 河川等が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき 3. 配備態勢を縮小する場合において、気象状況等により、引き続き注意を要するとき	1. 気象情報の収集 2. 市民等からの問い合わせ対応 3. パトロール待機
待機配備	事前	-	1. 大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、かつ避難希望者又は被害が予想されるとき。 2. 当該河川等流域内に相当の降雨が予想され、河川が氾濫注意水位及びこれに相当する水位に達する見込みのあるとき 3. 高齢者等避難等を発令する見込みがあるとき 4. 配備態勢を縮小する場合において、気象状況等により、引き続き警戒を要するとき	1. <u>避難所開設・運営準備</u> 2. 市民等からの問い合わせ対応 3. 降雨状況の把握 4. パトロール実施 5. 現場対応
警戒配備	総括本部設置		1. 中規模な被害の発生及び避難者が見込まれるとき 2. 河川が氾濫注意水位を超え、避難判断水位及びこれに相当する水位に達する見込みとなり、なお上昇のおそれがあるとき	1. <u>避難情報発令・避難所開設</u> 2. 本部長、副本部長と連絡調整 3. 本部設置の検討 4. 職員動員態勢の検討 5. その他災害対策(水防)本部事務分掌に準ずる
	水防本部設置		1. 災害の発生が予想されるとき 2. 河川が避難判断水位を超え、氾濫危険水位及びこれに相当する水位に達する見込みとなり、なお上昇のおそれがあるとき 3. 高齢者等避難を発令し、避難所を開設するとき	
第1配備	災害対策本部設置 水防指令1号		1. 特別警報が発表され、甚大な被害が想定されるとき 2. 河川が計画水位に近づき、なお上昇のおそれがあり局地的な水害が発生し、さらに全市域にわたり被害が拡大するおそれのあるとき 3. 市域に小規模の災害が発生したとき	1. 災害対策(水防)本部事務分掌に準ずる
第2配備	水防指令2号 (防災指令1号)		1. 初期の水防活動では処理し難いと判断されるとき	//
第3配備	(防災指令2号)		1. 市内全域又は局地的であっても相当規模に及ぶ災害が発生し、かつ、今後も被害が増大するおそれがあるとき	// (関係機関、協力団体へ応援要請)

避難所開設・運営準備を待機配備態勢にて行い、実際の避難所開設は警戒配備態勢の段階で行いますので、当該配備態勢に沿って開設に備えてください。

(3) 市配備態勢に基づく避難所開設

(地震時)

配備態勢	指令等種別	適用基準	業務内容
事前 待機 配備	—	1. 配備態勢を縮小する場合において、余震等が続いており、引き続き警戒を要するとき	1. 市民等からの問い合わせ対応 2. パトロールの実施 3. 現場対応
<u>警戒 配備</u>	総括本部 設置	<u>1. 震度4の地震が発生したとき</u>	1. <u>総括本部設置し、パトロール情報</u> <u>の分析</u> 2. 本部長、副本部長との連絡・調整 3. 本部設置すべきかどうかの検討 4. 職員動員態勢の検討 5. その他災害対策本部事務分掌に準ずる
第1 配備	災害対策 本部 設置	1. 震度5弱以上の地震が発生したとき	1. 災害対策本部事務分掌に準ずる
第2 配備	防災指令 1号	1. 震度5弱以上の地震が発生し、市内において大規模な被害が生じていると見込まれているとき	//
第3 配備	防災指令 2号	1. 震度6弱以上の地震が発生したとき	// (関係機関、協力団体への応援要請)

震度4の地震が発生した際、警戒配備態勢を発令し、市内パトロールを実施します。

その後、被害状況を分析し、避難所開設についての検討及び決定を行いますので、当該配備態勢に沿って開設に備えてください。

震度5弱以上の場合は、避難所開設の可能性がより高まります。

(4) 平常時の心得【5項目】

○下記の項目に努めてください

①設備、什器等の転倒防止措置

②備蓄物資置場の想定 **重要**

③従業員に対する防災啓発

④従業員や利用者の帰宅が困難になった
場合の滞在場所の確保、物資の備蓄

⑤危険物の安全な管理



①設備、什器等の転倒防止措置

◎安全空間を確保する

- ・ 高い場所に什器等を配置しない。
- ・ 出入り口付近や廊下、階段等に物を置かない。
- ・ キャビネット等は、倒れないよう固定する。



②備蓄物資置場の想定

◎備蓄物資の受入場所を想定する

避難所開設・運営に必要な物資・機材等は、市が調達することになります。

その為、指定避難所として開設した際は、備蓄物資置き場の想定をしておいてください。



③従業員に対する防災啓発

◎防災訓練、防災教育の実施

事業所に従業員がいる状況で災害が発生した際は、事業所内において身の安全を確保する必要があります。

日頃より防災訓練や防災教育を通じて、各々の実際の動きを確認する等、従業員の防災意識の向上を図ってください。



④ 従業員や利用者の帰宅が困難になった場合の滞在場所の確保、物資の備蓄

◎ 滞在場所の確保、物資の備蓄

災害が発生した際は、従業員や利用者の帰宅が困難となることが想定されます。

その際を想定し、可能な範囲で、滞在場所の確保や物資の備蓄を行ってください。



⑤危険物の安全な管理

◎危険物の安全管理

消防法では、「火災を発生させる危険性の高い物質」が危険物と指定されています。
災害が発生した際に、危険物から火災が発生しないよう適切な管理を行ってください。



(5)災害時の対応【4項目】

○下記の項目にご協力ください

①施設の被害状況の確認

②施設の開錠対応

重要

勤務時間中及び勤務時間外に分けた対応

③備蓄物資置場の確保

④避難所開設・運営上に係る諸協力



①施設の被害状況の確認

◎被害状況の確認

指定管理者は、災害発生後、市災害対策本部からの指定避難所としての開設の可否判断に備え、施設建物や設備の被災状況等を確認します。



②施設の解錠対応

☆勤務時間中の場合

市からの避難所開設要請があった場合、避難所となる居室等の解錠を行います。

☆勤務時間外の場合

市からの避難所開設要請があった場合、避難所となる施設自体の解錠及び該当する居室等の解錠を行います。

施設が開場していない場合の避難所開設の際は、第一に施設を開場することが重要である為、「市配備態勢の避難所開設P4-5」に基づき、予め動員の整理をしておいてください。

③備蓄物資置場の確保

平常時の心得（項目②備蓄物資置場の想定）に基づいて、実際の物資を搬入する為の備蓄物資置場を確保してください。

避難所開設・運営に使用することになります。



④避難所開設・運営に係る諸協力

(1) 避難所運営委員会への参加

ex. 避難所運営方針の決定に係る調整
(参考：伊丹市避難所運営マニュアル)

(2) 避難所開設・運営に係る居室等 の提供

ex. 避難所開設・運営場所

ポイント

施設内のどの場所を避難所とするかは、災害の規模や被害状況に伴う避難者数により検討しますので、災害発生後、災害対策本部より別途調整させていただきます。

④避難所開設・運営に係る諸協力

(3) 施設の使用注意点の案内

(対象：避難部職員)

ex. 立入禁止場所、トイレ・水道等の使用可能場所、扉の開錠取扱方法、照明スイッチの場所等

(4) 施設利用者への周知

ex. 避難者ではない施設利用者への周知
(「避難所開設運営中」のお知らせなど)

(5) 備品等の貸出

ex. ホワイトボード、椅子、机等



MEMO

MEMO

MEMO



避難所開設・運営ハンドブック (指定管理者対象)

編集・発行：伊丹市役所 総務部危機管理室

〒664-8503 伊丹市千僧1-1
(市役所東館防災センター2階)

電話：072-784-8166

FAX：072-784-8172